省　令

○環境省令第十七号

南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第三条第五号及び第十三号並びに第七条第一項第三号の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年八月十二日　　環境大臣　小沢　鋭仁

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

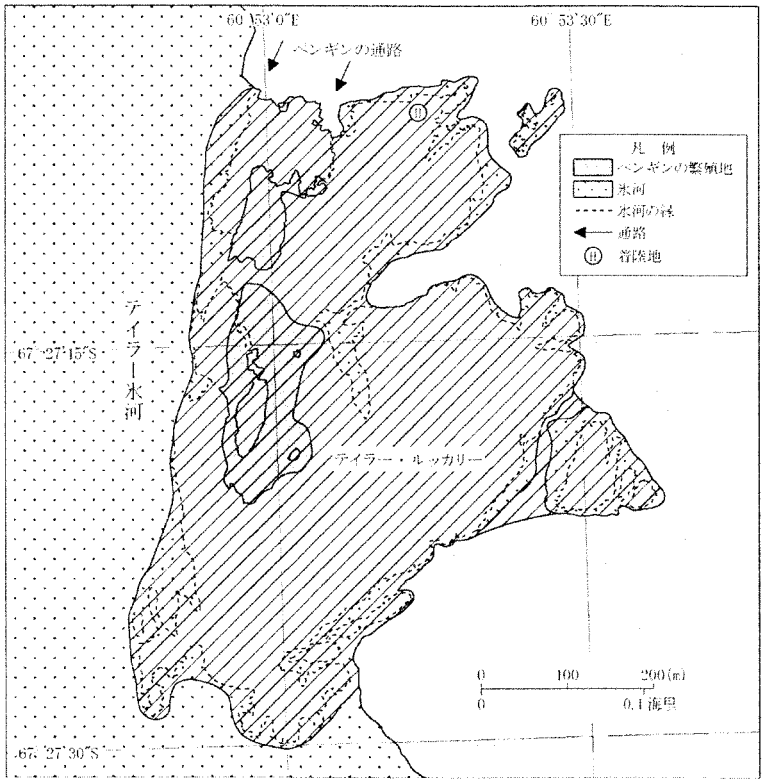
別記第一南極特別保護地区を次のように改める。

第一南極特別保護地区

マック・ロバートソン・ランドのテイラー・ルッカリー

この地区は、テイラー氷河の東海岸にある地点（南緯67度27分５秒東経60度52分59秒）を起点とし、同地点から氷河の東端の線を南に進み、南緯67度27分28秒東経60度53分８秒の地点に至り、同地点から海岸線を進み起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

（地　図）



別記第五南極特別保護地区中「東経166度52分50秒」を「東経166度52分49秒」に、「南緯76度55分36秒」を「南緯76度55分30秒」に、「東経166度56分26秒」を「東経167度」に改め、地図を次のように改める。

（地　図）

